

(当初制定年月日  
昭和59年6月13日)

## 工学研究科内規

平成29年4月1日

### 第1章 博士前期課程における通則

#### (入学者の選考)

第1条 入学者の選考は、各コースごとに行い、合格者の決定は、大分大学大学院工学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）が行う。

#### (入学者の募集)

第2条 入学者の選考に係る学生募集は、毎年1回行う。

2 前条の合格者が募集人員に満たないコースにあつては、追加募集を行うことができる。

#### (履修計画書の提出)

第3条 学生は、毎学期始め所定の期日までに、その学期において履修しようとする授業科目を教務情報システム（Campus Square for Web）から履修登録しなければならない。

#### (他のコース等の授業科目の履修)

第4条 学生は、指導教員が必要と認めた場合に限り、前条による手続きを経て他のコースの授業科目又は他の大学院の授業科目を履修することができる。

#### (単位の認定)

第5条 各授業科目の単位認定は、授業担当教員が行う。

2 前条により修得した単位は、研究科委員会の議を経て、大分大学大学院工学研究科規程（以下「研究科規程」という。）第7条に規定する単位とすることができる。

#### (試験)

第6条 試験は、授業の終了する学期末に行う。ただし、授業科目については、その他の時期に行うことができる。

2 学生は、第3条に定める手続きを経て履修した授業科目についてのみ、受験することができる。

#### (追試験)

第7条 学生が疾病その他やむを得ない理由により、所定の時期に受験できなかった場合は、願い出により追試験を受けることができる。

2 追試験を受けようとする者は、追試験願を欠席した試験日から1週間以内に、授業担当教員を経て研究科長に提出しなければならない。

#### (成績)

第8条 成績の評語及びその評点は、次のとおりとする。

優 100～80点

良 79～70点

可 69～60点

不可 59点以下

### 第2章 博士後期課程における通則

#### (入学者及び進学者の選考)

第9条 入学者及び本研究科博士前期課程を修了し、引続き本研究科博士後期課程（以下「後期課程」という。）へ進学する者（以下「進学者」という。）の選考は、各コースごとに行い、合格者の決定は研究科委員会が行う。

#### (入学者及び進学者の募集)

第10条 入学者及び進学者の選考に係る学生募集は、毎年1回行う。

2 前条の合格者が募集人員に満たないコースにあつては、追加募集を行うことができる。

#### (副指導教員)

第11条 研究科規程第5条3項に定める副指導教員は、後期課程を担当する教授、准教授又は講師とする。

2 副指導教員は、主指導教員が所属しないコースから選出することができる。

3 前各号に定めるもののほか、主指導教員の要請に応じ、大分大学産学官連携推進機構の客員教授が助言を行うことができる。

(履修計画書の提出)

第12条 学生は、毎年度履修しようとする授業科目、演習（プロジェクト演習、国際実践演習、俯瞰力養成セミナー、キャリアパス設計）科目（以下この4科目を「演習等」という。）、実習科目及び指導を受けようとする研究事項を履修計画書（様式2）に記入し、主指導教員の認印を得て、指定した期目までに研究科長に提出しなければならない。

(演習等の実施)

第13条 学生は、演習等のテーマについて、あらかじめ演習等計画書（様式3）により主指導教員の承認を得なければならない。

2 学生は、演習等内容の概要をまとめた演習等報告書を作成し指導教員に提出しなければならない。

(演習等結果報告書の提出)

第14条 主指導教員は、前条第2項の報告書に基づき判定を行い、演習等結果報告書（様式4）を作成し、研究科長に提出するものとする。

(実習の実施)

第15条 学生は、実習についてあらかじめ主指導教員の承認と指導のもとに、もっぱら、本学の産学官連携推進機構、公設の研究機関又は民間研究施設等において、一定期間研究開発業務に従事することができる。

2 前項の民間の研究施設とは、企業における研究所・開発研究部等で学位論文研究を実施するのに必要な設備・態勢が整備されている機関をいう。

3 学生は、実習のテーマについて、あらかじめ「実習計画書」（様式5）により主指導教員の承認を得なければならない。

4 学生は、実習終了後、実習内容の概要をまとめた実習報告書を作成し、指導教員に提出しなければならない。

(実習結果報告書の提出)

第16条 主指導教員は、前条第4項による報告書に基づき判定を行い、実習結果報告書（様式6）を作成し、研究科長に提出するものとする。

(単位の認定)

第17条 各講義科目の単位認定は、「講義科目成績報告書」（様式7）により授業担当教員が行う。

2 演習等及び実習の単位認定は、指導教員の合議により主指導教員が行う。

(試験)

第18条 試験は、授業の終了する学期末に行う。ただし、授業科目によっては、その他の時期に行うことができる。

2 学生は、第12条に定める手続きを経て履修した授業科目についてのみ、受験することができる。

(追試験)

第19条 学生が疾病その他やむを得ない理由により、所定の時期に受験できなかった場合は、願い出により追試験を受けることができる。

2 追試験を受けようとする者は、追試験願を欠席した試験日から1週間以内に、授業担当教員を経て研究科長に提出しなければならない。

(成績)

第20条 成績の評語及びその評点は、次のとおりとする。

優 100点～80点

良 79点～70点

可 69点～60点

不可 59点以下

(特別研究の実施)

第21条 学生は、学位論文のための研究の一環として、次の各号に掲げるいずれかのプロジェクト研究に参加し、特別研究を行うものとする。

(1) 本研究科内で指導教員が中心となって組織するプロジェクト研究

(2) 本研究科と研究機関や企業との各種共同プロジェクト研究

(3) 大分大学産学官連携推進機構で行われる各種プロジェクト研究

(研究成果報告書)

第23条 学生は、毎年度末までに当該年度までの研究成果報告書（様式8）を作成し、研究科長に提出しなければならない。ただし、学位論文審査を申請した者を除く。

## 付 記

この内規は、平成16年4月1日から実施する。

## 付 記

この内規の一部改正は、平成19年4月1日から実施する。

## 付 記

この内規の一部改正は、平成21年4月1日から実施する。

## 付 記

この内規の一部改正は、平成23年11月2日から実施する。

## 付 記

- 1 この内規の一部改正は、平成24年4月1日から実施する。
- 2 この内規の施行日の前日に在学している学生については、改正後の大分大学大学院工学研究科内規の規定に関わらず、なお従前の例による。

## 付 記

- 1 この内規の一部改正は、平成29年4月1日から実施する。